

副本

令和4年(ワ)第891号 国家賠償請求事件

原告 デヴァ・スリヤラタ ほか2名

被告 国

第2準備書面

令和4年12月5日

名古屋地方裁判所民事第10部合議口B係 御中

被告指定代理人

浅海 俊 介 

山田 祥太郎 

前田 和 樹 

佐藤 博 行 

後藤 光 

三本 嘉 洋 

内藤 翔 太 

長尾 武 明 

長尾 正 樹 

野田 萌 子 

河 本 岳 大 

清 水 俊 幸 

幸 英 男 

高 崎 純 

長 谷 文 哉 

永 美 辰 也 

木 村 吉 智 

佐々木 俊 彦 

| | | |
|-----|---|------|
| 第 1 | 原告ら第 1 準備書面における原告らの認否及び主張に対する被告の反論 | —5 |
| 1 | 原告ら第 1 準備書面第 1 の 1 (2) イ (2 ページ) における認否について | ……5 |
| | (1) 被告第 1 準備書面第 2 の 2 (7) (22 ページ) の「名古屋入管入国警備官は、同月 (引用者注:平成 31 年 1 月) 23 日、ウィシュマ氏に係る入管法違反事件を立件した。」との事実について | ……5 |
| | (2) 被告第 1 準備書面第 2 の 2 (8) (22 ページ) の「名古屋入管入国警備官は、同年 (引用者注:平成 31 年) 2 月 7 日及び同月 15 日、違反調査 (入管法 27 条) のためにウィシュマ氏の連絡先電話番号に対し、電話発信をしたが、現在使用されていないとのアナウンスが流れるなどし、ウィシュマ氏と連絡を取ることができなかった。」との事実について | ……6 |
| | (3) 被告第 1 準備書面第 2 の 2 (9) (22 及び 23 ページ) の「名古屋入管入国警備官は、同日 (引用者注:平成 31 年 2 月 15 日)、名古屋入管への出頭をウィシュマ氏に求める旨の呼出状を作成し、当該呼出状を静岡県内の同氏の住居に発送したものの、当該呼出状は、同年 3 月 4 日、保管期間経過により返送された。」との事実について | ……7 |
| 2 | 原告ら第 1 準備書面第 1 の 3 (3) イ (4) ① (3 ページ) における退去強制令書の発付に関する主任審査官の裁量についての原告らの主張が失当であることについて | ……7 |
| | (1) 原告らの主張 | ……7 |
| | (2) 被告の反論 | ……8 |
| 第 2 | 原告ら第 1 ないし第 3 準備書面において、原告らが主張する国賠法 1 条 1 項の「違法」の意義及び違法性判断基準の誤り | ……8 |
| 1 | 原告らの主張 | ……8 |
| 2 | 被告の反論 | ……10 |
| 3 | 小括 | ……12 |
| 第 3 | 原告ら第 2 準備書面におけるウィシュマ氏の収容及び収容の継続が違法である旨の原告らの主張には理由がないこと | ……13 |
| 1 | 原告ら第 2 準備書面第 2 における必要性、合理性、比例性なく行われた収容は「恣意的な収容」であり違法である旨の原告らの主張には理由がないこと | ……13 |

| | |
|---|----|
| (1) 原告らの主張 | 13 |
| (2) 被告の反論 | 14 |
| 2 令和2年8月20日以降、ウィシュマ氏を仮放免せず収容継続したことに 違法性はないこと | 19 |
| (1) DV被害者であったウィシュマ氏を収容したことは違法であるとの原告 らの主張には理由がないこと | 19 |
| (2) ウィシュマ氏が不法残留になったことについて、DV被害の影響は認め られないこと | 21 |
| (3) 名古屋入管入国警備官がウィシュマ氏と連絡を取ることができなかった 事実は、ウィシュマ氏を収容して退去強制手続を進めるべき理由の1つで あること | 23 |
| (4) 送還の見込みがなければ収容を継続する必要性がなく、恣意的な収容と なる旨の原告らの主張は入管法の規定の理解を誤るものであること | 24 |
| (5) 小括 | 25 |
| 3 1回目の仮放免許可申請を不許可にしたことに違法性はないこと | 26 |
| (1) 原告らの主張 | 26 |
| (2) 被告の反論 | 26 |
| 4 令和3年2月15日前後に仮放免せず収容を継続したことに違法性はない こと | 28 |
| (1) 原告らの主張 | 28 |
| (2) 被告の反論 | 28 |
| 第4 文書提出命令申立て（仮放免関係決裁書）について | 29 |

被告は、本準備書面において、原告らの2022年(令和4年)9月9日付け「原告ら第1準備書面 認否、相互主義」(以下「原告ら第1準備書面」という。)、同日付け「原告ら第2準備書面 収容の違法」(以下「原告ら第2準備書面」という。)、及び同日付け「原告ら第3準備書面 医療不提供の違法」(以下「原告ら第3準備書面」という。)に対し、必要と認める範囲で反論するとともに、従前の被告の主張を補充する。

なお、略語については、本書面で新たに定義するもののほかは、従前の例によることとし、略語等を整理した略語一覧表を本準備書面末尾に添付する。

第1 原告ら第1準備書面における原告らの認否及び主張に対する被告の反論

1 原告ら第1準備書面第1の1(2)イ(2ページ)における認否について

原告らは、被告が、被告第1準備書面第2の2(7)ないし(9)(22及び23ページ)で主張した、ウィシュマ氏を入管法違反事件で立件したことや、違反調査に向けた名古屋入管入国警備官からの呼出状況に係る事実に対し、認否を「不知」としている。

しかし、被告が主張する前記の事実は、以下述べるとおり、優に認められる。

(1) 被告第1準備書面第2の2(7)(22ページ)の「名古屋入管入国警備官は、同月(引用者注:平成31年1月)23日、ウィシュマ氏に係る入管法違反事件を立件した。」との事実について

ウィシュマ氏は、平成30年9月21日、元交際相手(当時は交際中)がスリランカにおいてスリランカの地下組織の関係者とトラブルになり、同組織の集団が家に来て、元交際相手の居場所を教えなければ殺害すると脅迫され、暴力を受けたことから危険を感じたことがあったところ、スリランカに帰国したら元交際相手と一緒に殺されるなどとして、東京入管において難民認定申請を行い、同申請に伴う「特定活動」(在留期限2月)への在留資格変更を許可された後、同年12月13日、名古屋入管静岡出張所において、

在留期間更新許可申請を行った（甲第4号証の1・21及び22ページ、乙第1号証1及び2ページ）。名古屋入管局長は、平成31年1月22日、前記在留期間更新許可申請について、難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張して難民認定申請を行っているため、在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由が認められないとの理由で在留期間更新不許可の処分をし、これにより、ウィシュマ氏は在留資格を失った（甲第4号証の1・22ページ、乙第1号証2ページ、乙第25号証）。

そして、名古屋入管入国警備官が、同月23日、入管法24条4号ロ該当容疑でウィシュマ氏に係る入管法違反事件を立件した事実は、名古屋入管難民調査部門首席審査官が同入管調査第二部門首席入国警備官に宛て、ウィシュマ氏の在留期間更新許可申請について不許可処分に付した旨を記載した同月22日付け不許可処分連絡書（乙第25号証）の右下にある、「事件番号 31名325号」、「立件年月日 31 1 23（引用者注：平成31年1月23日を指す。）」、「適条 24-4-ロ（引用者注：入管法24条4号ロを指す。）」との記載から明らかである。

(2) 被告第1準備書面第2の2(8)（22ページ）の「名古屋入管入国警備官は、同年（引用者注：平成31年）2月7日及び同月15日、違反調査（入管法27条）のためにウィシュマ氏の連絡先電話番号に対し、電話発信をしたが、現在使用されていないとのアナウンスが流れるなどし、ウィシュマ氏と連絡を取ることができなかった。」との事実について

一般的に、入国警備官が違反調査のために容疑者に対し、電話連絡をした場合、その架電状況を報告書に記録することがあるところ、前記事実は、平成31年2月15日付けで名古屋入管入国警備官が作成した調査報告書（乙第26号証）及び令和4年4月28日付けで名古屋入管統括審査官が作成した「スリランカ人ラトナヤケ・リヤナゲ・ウィシュマ・サンダマリに係る入国・在留状況等について(報告)」と題する報告書（乙第1号証）の記載から

明らかである。

- (3) 被告第1準備書面第2の2(9)(22及び23ページ)の「名古屋入管入国警備官は、同日(引用者注:平成31年2月15日)、名古屋入管への出頭をウィシュマ氏に求める旨の呼出状を作成し、当該呼出状を静岡県内の同氏の住居に発送したものの、当該呼出状は、同年3月4日、保管期間経過により返送された。」との事実について

入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、容疑者の出頭を求めることができる(入管法29条1項)、出頭を求める場合には容疑者の住居に宛てて呼出状を発送することがある。

そして、ウィシュマ氏に係る前記事実は、同人に関する呼出状(甲第33号証1枚目)及び封筒(同号証2枚目)並びに同年3月5日付け調査報告書(乙第27号証)の記載から明らかである。

- 2 原告ら第1準備書面第1の3(3)イ(イ)①(3ページ)における退去強制令書の発付に関する主任審査官の裁量についての原告らの主張が失当であることについて

(1) 原告らの主張

原告らは、被告が、「一連の退去強制手続において、当該容疑者が入管法24条各号のいずれかに該当するとの入国審査官の認定若しくは特別審理官の判定に服したとき、又は法務大臣等から異議の申出は理由がない旨の裁決の通知を受けたときには、主任審査官は、当該容疑者に対する退去強制令書を発付しなければならない(入管法47条5項、48条9項、49条6項)。」(被告第1準備書面第4の3(2)ア(ア)・34ページ)と主張したことに対し、「主任審査官が退去強制令書発付をするか否かについて(中略)は、裁量があるとした裁判例もある」と主張し、東京地方裁判所平成15年9月19日判決(判例時報1836号46ページ)を引用している(原告ら第1準備書面第1の3(3)イ①・3ページ)。

(2) 被告の反論

しかし、同判決の控訴審である東京高等裁判所平成16年3月30日判決（訟務月報51巻2号511ページ）は、「法（引用者注：入管法）49条は、主任審査官は、法務大臣から異議（引用者注：退去強制手続における特別審理官による判定に対する異議）の申出が理由があると裁決した旨の通知を受けたときは、直ちに当該容疑者を放免しなければならないとし（法49条4項）、法務大臣から異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知を受けたときは、すみやかに当該容疑者に対し、その旨を知らせるとともに、退去強制令書を発付しなければならないとしている（同法5条（引用者注：同条5項の誤りと思料される。））のみであり、主任審査官が法務大臣から異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知を受けたにもかかわらず退去強制令書を発付しないことを予定した規定を全く用意していない。これらのことにかんがみるならば、法においては、放免するにせよ、退去強制令書を発付するにせよ、法49条1項の異議の申出を受けた法務大臣の判断にゆだねられているものと解すべきであるから、主任審査官には裁量の余地がないものと解すべきである。」と判示して、原判決を取り消している。

また、主任審査官の退去強制令書発付の裁量を否定する同旨の判示をした裁判例として、東京高等裁判所平成16年4月28日判決（乙第28号証）がある。

したがって、この点に関する原告らの主張は、失当である。

第2 原告ら第1ないし第3準備書面において、原告らが主張する国賠法1条1項の「違法」の意義及び違法性判断基準の誤り

1 原告らの主張

原告らは、被告が「国賠法1条1項にいう違法は、行政処分の効力発生要件に関する違法とはその性質を異にするものであり、究極的には他人に損害を加

えることが法の許容するところであるかどうかという見地からする行為規範違反性と解すべきである」、「国賠法1条1項にいう違法は、単に権利侵害の事実が認められるだけでは足りず、法律による行政の原理に基づき、公権力の行使には国民の権利ないし法益の侵害の危険を内包していることを前提として、公務員が職務上課せられている法的義務、すなわち、個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反するか否かという視点から判断されるべきであり（職務行為基準説）、職務上の法的義務違反が肯定されるのは、公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と公権力を行使したと認め得るような事情がある場合に限られると解すべきである」（被告第1準備書面第4の2・31及び32ページ）と主張したことに対し、本件のような生命、身体の安全（健康も含む）への侵害の事案について、国賠法1条1項の「違法」、「故意又は過失」の意義は、民法709条の違法性、「故意又は過失」と同じ判断枠組みで捉えるべきであり、本件においては民法709条の不法行為の成否に関する分析枠組みで、違法、故意過失を検討すれば足りる旨述べるとともに（原告ら第2準備書面第1の1ないし3・6及び7ページ）、国賠法1条1項の「違法」について、「国家が収容中に生じさせた死を「適法」であるとし、法がこれを是認する余地などおよそありえない。」（原告ら第3準備書面第1の1(2)・5及び6ページ）と主張する。

原告らの主張は、国賠法1条1項の「違法」を、職務行為基準説がいう「個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反するか否かという視点」に立って、「公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と公権力を行使したと認め得るような事情がある場合に限られる」と解釈して国賠法1条1項の違法が認められる場合を限定することは相当ではなく、民法709条における権利利益（不法行為法上の保護法益）の侵害という意味で捉えるべきであって、生命、身体の安全（健康も含む）が侵害された事案においては、国賠法1条1項の違法が否定される余地はないことをいう趣旨であると解され

る。

2 被告の反論

しかしながら、国賠法1条1項の違法性の判断枠組みとして職務行為基準説に立脚するという考え方は、もはや確立した判例法理といえる。

すなわち、私人間においては、本来、他人の権利を侵害すること自体がおおよそ許容されず、権利の侵害をもたらした行為は違法なものとの評価を受けるのであるから、民法709条に基づく一般不法行為責任にあつては、「違法性」も不法行為法上保護に適する法益の侵害があつたか否かという判断に尽きる(加藤和夫・最高裁判所判例解説民事篇昭和61年度100ページ)。

これに対し、国賠法1条1項は、「違法に他人に損害を加えた」ことを国家賠償責任の要件の一つとして掲げているところ、そもそも公権力の行使については、法の定める一定の要件と手続の下で私人の権利を侵害することが許容されており、いかに権利侵害の結果が重大でも、公権力の行使として適法である限り、国家賠償責任を負うことはないというべきであり、国家賠償責任における違法性は、当該行為がかかる要件及び手続に従い行われたか否か、つまり、公権力の主体がその行使に当たって遵守すべき行為規範ないし職務上の法的義務に違反していないか否かに関わるのであって、一般不法行為における「違法性」の判断とは異なる面があるというべきである(職務行為基準説。加藤和夫・前掲判例解説100ページ参照)。

要するに、国賠法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずることを規定するものであり(最高裁昭和53年10月20日第二小法廷判決・民集32巻7号1367ページ〔芦別国家賠償訴訟上告審判決〕、最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ〔在宅投票制度訴訟上告審判決〕、最高裁平成元年6月29日第一小法廷判決・民集43巻6号664ページ〔沖

縄ゼネスト国家賠償訴訟上告審判決]、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ〔在外邦人選挙権制限違憲訴訟上告審判決〕、最高裁平成27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2427ページ〔再婚禁止期間違憲訴訟大法廷判決〕、最高裁令和4年5月25日大法廷判決〔在外日本人国民審査権確認等訴訟大法廷判決。最高裁ホームページ登載〕、国賠法1条1項の適用上違法とされるためには、公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することが必要である。

そうすると、公務員の公権力の行使に当たる行為が国賠法1条1項の適用上違法とされるためには、①問題とされる行為が公務員の職務上の法的義務として義務付けられたものであること、及び、②その職務上の法的義務が被害を受けたという個人に対して負うものであることが必要である（和久田道雄・最高裁判所判例解説民事篇平成20年度225及び226ページ、藤田宙靖・新版行政法総論（下）218ページ、神橋一彦・行政救済法〔第2版〕330ないし332ページ）。

そして、最高裁判例のすう勢は、一般の行政活動に係る公務員の職務上の法的義務違反の有無について、公務員の職務上の注意義務違反を基準とする立場に立っている（職務行為基準説。宇賀克也ほか・条解国家賠償法118ページ〔中原茂樹〕、神橋・前掲行政救済法356ページ）。すなわち、最高裁判所平成5年3月11日第一小法廷判決（民集47巻4号2863ページ〔所得税更正処分事件〕。）は、「税務署長のする所得税の更正は、所得金額を過大に認定していたとしても、そのことから直ちに国家賠償法1条1項にいう違法があったとの評価を受けるものではなく、税務署長が資料を収集し、これに基づき課税要件事実を認定、判断する上において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と更正をしたと認め得るような事情がある場合に限り、右の評価を受けるものと解するのが相当である」と判示しているところ、この判示は、税務署長のする所得税の更正について、取消訴訟における処分の違法性（被告第1準備書面第4の

2(2)・31ページのとおり、行政処分の法的効果発生的前提である法定要件充足性の有無を問題とする。)と国賠法上の違法性(同書面第4の2(2)・31ページのとおり、損害填補の責任を誰に負わせるのが公平かという見地に立って行政処分の法的要件以外の諸種の要素も対象として総合判断すべきものであって、行政処分の効力発生要件に関する違法性とはその性質を異にするものであり、究極的には他人に損害を加えることが法の許容するところであるかどうかという見地からする行為規範違反性を問題とする。)とは同一でないとする「違法性相対論」に立ち、かつ、国賠法上の違法性の判断基準につき公務員の職務上の注意義務違反を基準とする「職務行為基準説」を採用したものと位置づけられている(井上繁規・最高裁判所判例解説民事篇平成5年度(上)377ないし379ページ)。

そして、最高裁判例においては、その後も、行政活動の種々の分野で職務行為基準説を採る判示が重ねられており(神橋・前掲行政救済法324、325及び356ページ、最高裁平成11年1月21日第一小法廷判決・判時1675号48ページ、判タ1002号94ページ等)、職務行為基準説を一般化する傾向にあり(宇賀ほか・前掲条解107及び108ページ[中原])、最高裁平成25年12月10日第三小法廷判決(民集67巻9号1761ページ)の判例解説においても、国賠法1条1項の違法性の判断基準について、「公務員による公権力の行使に国家賠償法1条1項にいう違法があるというためには、公務員が当該行為によって損害を被ったと主張する者に対して負う職務上の法的義務に違反したと認められることが必要であるとして、実務上一般に、職務行為基準説が採用されている」とされている(中島基至・最高裁判所判例解説民事篇平成25年度589及び590ページ)。

3. 小括

以上のとおり、国賠法1条1項にいう「違法」は、単に権利侵害の事実が認められるだけでは足りず、法律による行政の原理に基づき、公権力の行使には国民の権利ないし法益の侵害の危険を内包していることを前提として、公務員が

職務上課せられている法的義務、すなわち、個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反するか否かという視点から判断されるべきであり（職務行為基準説）、国賠法1条1項の違法性の判断枠組みとして職務行為基準説に立脚するという考え方は、もはや確立した判例法理であるといえるのであって、行政活動における公権力の行使に係る公務員の行為についても、職務行為基準説を前提に、国賠法1条1項の適用上違法となるかどうかを判断することとなる。そして、この職務行為基準説によれば、公務員による職務行為が国賠法1条1項の適用上違法となるのは、当該公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と公権力を行使したと認め得るような事情がある場合に限り解すべきである（前掲最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決）。原告らの前記1の主張は、確立した前記判例法理に反する原告ら独自の主張といわざるを得ないのであって、理由がない。

また、原告らは、前記1のとおり、「国家が収容中に生じさせた死を「適法」とし、法がこれを是認する余地などおよそありえない。」（原告ら第3準備書面第1の1(2)・5及び6ページ）とも主張するが、同主張に依拠した場合、およそ行為義務違反が認められない行為であっても、死亡という結果発生の一事をもって、同施設の長らの行為が国賠法1条1項の適用上違法と評価されることになるが、原告らの主張が、結論において合理性を欠くことも明らかである。

第3 原告ら第2準備書面におけるウィシュマ氏の収容及び収容の継続が違法である旨の原告らの主張には理由がないこと

1 原告ら第2準備書面第2における必要性、合理性、比例性なく行われた収容は「恣意的な収容」であり違法である旨の原告らの主張には理由がないこと

(1) 原告らの主張

原告らは、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」

という。) 9条1項において、「すべての者は、身体の自由及び安全についての権利を有する。何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われない。」と定められているところ、同規定は自由権規約第28条に基づき設置される委員会(以下「自由権規約委員会」という。)の「一般的意見35」(甲第27号証)の解釈に従えば、收容が必要性・合理性・比例性を欠く場合は、「恣意的な收容にあたり、違法となる」(原告ら第2準備書面第2の3・13ページ)と解されるから、いわゆる「收容前置主義」ないし「原則收容主義」(被告第1準備書面第4の3(2)ア(イ)a・34ないし36ページ)、「在留活動の禁止」を目的とした收容(同b・36ないし38ページ)、例外的措置としての仮放免制度(被告第1準備書面第4の3(2)ア(ウ)・40ページ)は、自由権規約9条1項に違反し、ウィシュマ氏に対する收容及び收容の継続も同項に反し、違法である旨主張する(原告ら第2準備書面第2・9ないし16ページ)。

(2) 被告の反論

ア 自由権規約9条1項の「すべての者は、身体の自由及び安全についての権利を有する。何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われない。」との規定からすれば、当該規定は、少なくとも、法律に定める理由及び手続によらない自由の剥奪を禁じていると解される。

この点、被告第1準備書面第4の3(2)ア(33ないし40ページ)で述べたとおり、退去強制手続における收容は、国内秩序の維持という高度の公益性を有し、法律(入管法)に定める理由及び手続による身柄拘束の手段である。すなわち、入管法39条1項、41条1項、52条5項が定める退去強制手続における收容の目的には、送還のための身柄の確保という点があることはもとより、在留活動の禁止が含まれているところ、その

趣旨は、入管法は、外国人の本邦において行おうとする活動が在留資格に対応して定められている活動のいずれかに該当しない限りは入国及び在留を認めないこととする在留資格制度を定めており、退去強制令書の発付を受けた外国人を收容しないことには、同人の本邦内における在留活動を事実上認めることになり、背理である点にある（被告第1準備書面第4の3(2)ア(イ) b・36ないし38ページ）。

そして、この点については、被告第1準備書面第4の3(2)ア(イ) b（36ないし38ページ）で挙げた各裁判例においても判示されているとおりであり、このような在留活動の禁止は、退去強制令書の執行による收容が継続されることによって達成される性質のものであるから、入管法は、同收容により、被收容者の移動の自由が制限され、それに伴って精神的苦痛等の一定の不利益が生ずることを当然に予定しているというべきである。

その上で、入管法は、身柄を收容するとかえって円滑な送還の執行が期待できない場合、その他人道的配慮を要する場合等特段の事情がある場合に、入国者收容所長等が、請求又は職権により一定の条件を付した上で身柄の解放を認める仮放免の制度（同法54条2項）等を規定するなど、收容の例外的措置も設けている（被告第1準備書面第4の3(2)ア(ウ)・40ページ）。

そして、実務の運用上も、個別の事情に基づき、逃亡、証拠隠滅及び不法就労活動のおそれ等を考慮し、收容の必要性が認められない者については、退去強制手続の当初から仮放免を許可し、実際に收容することなく手続を進めている。

イ また、收容又は仮放免の許否に対して不服のある者について、行政上及び司法上の救済手続が保障されている。

すなわち、收容された者は、前記アのとおり、いつでも、入国者收容所長等に仮放免を請求することができ、行政上の救済手続が保障されている。

また、収容又は仮放免の許否に対して不服のある者は、いつでも、不服申立ての手段として、裁判所に行政訴訟を提起することができ、かつ、収容が退去強制令書の発付による場合には、同令書の発付処分そのものを争う行政訴訟を提起し、その際、裁判所に収容の停止を求める申立てをすることができる上、仮放免を義務付ける訴訟を別途提起することもできるなど、司法による審査又は救済の機会が保障されている。このことは、東京地方裁判所平成14年12月20日判決（判例秘書登載）において、収容が合法的であるかどうかについて、遅滞なく裁判所の判断を受けることを保障されないまま、収容を継続されたものであり、かかる収容が自由権規約9条4項に違反する旨の当該原告の主張に対して、「我が国において、収容令書及び退去強制令書によって収容された者は、その収容の適法性を争う場合には、行政事件訴訟法、人身保護法等に基づき、それについて裁判所の判断を求めることが可能である。（中略）そうすると、原告は、裁判所が本件収容が合法的であるかどうかを遅滞なく決定することができるように、裁判所において手続をとる権利を保障されていた」ものである旨判示されているところである。

ウ このような入管法の規定及び実際の運用に照らせば、退去強制手続における収容前置主義ないし原則収容主義に基づく収容が、合理性を欠いた恣意的なものであるなどということとはできないし、収容の手続についても法定されており、また、行政上及び司法上の救済手続が保障されている以上、退去強制令書の執行に基づく収容に当たり恣意性が入り込むことはなく、収容前置主義ないし原則収容主義を前提とした入管法の規定自体が自由権規約9条1項に反することはない。

この点、東京高等裁判所平成29年7月12日判決（乙第29号証）も、「控訴人は、退去強制令書による収容は、自由権規約9条1項が禁止する恣意的拘禁に該当するとか、控訴人に対する収容を継続することは、控訴

人の家庭生活に対して著しい損害を発生させ続けることになるから、本件処分(引用者注：仮放免不許可処分)は、自由権規約23条1項、17条1項に違反するなど主張する。しかしながら、入管法所定の退去強制手続が、対象者の身柄を収容して行うことを原則としていることや所定の手続の要件等をもって、およそ合理性を欠き、自由権規約9条1項の恣意的拘禁に当たるとすることは困難である。」(同号証9ページ)と判示しているところである。

エ なお、原告らが前記(1)の主張をするに当たって引用している自由権規約委員会の一般的意見や、国連の恣意的拘禁作業部会の意見(甲第25号証)及び「安全である秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト」(以下「移住グローバル・コンパクト」という。甲第39号証)について(原告ら第2準備書面第2・9ないし16ページ、同書面第4の1(2)・28及び29ページ)、いずれも法的な拘束力がないことを、念のため付言して反論する。

(7) 自由権規約委員会は、自由権規約締約国の規約の履行状況に関する報告を検討する機関であり、適当と認める一般的意見を締約国等に送付することができるが(自由権規約40条4)、これらの意見は、締約国に対し法的な拘束力を持つものではない。

そして、自由権規約委員会が締結国に対して一般的意見を送付する権限を付与されている趣旨は、「規約の実施を促進するため全ての締約国がこの報告活動を活用できるようにすること、多くの報告が不十分であった点に締約国の注意を促すこと、達成された進歩を報告活動のなかで示唆し、人権の保護並びにその促進についての締約国や国際機関の活動を鼓舞すること」(乙第30号証4枚目)にあるのであって、自由権規約委員会の一般的意見は、自由権規約の解釈・実施に当たって参考として取り扱われるにとどまり、これに従うことを自由権規約の締約国に法的に

義務付けているものではなく、何ら法的拘束力を有するものではない。

(イ) また、国連の恣意的拘禁作業部会は、1991年に国連人権委員会(国連人権理事会の前身)の決議に基づき設置された国連人権理事会の特別手続の一つであり、恣意的な拘禁又は国際基準に矛盾した拘禁事例の調査を任務とするが、個人の資格でその任務を果たすものであり、その意見は、国連又はその機関である国連人権理事会としての見解ではなく、専門家グループの見解として公表されるものであって、国連加盟国に対して何ら法的な拘束力を有するものではない。

(ウ) 加えて、移住グローバル・コンパクトは、国連総会で採択された文書であるところ、国連総会決議は、国連加盟国に対して法的効力を有しない。また、当該文書では難民と移民の性格が異なることを踏まえて、両者を異なる法的枠組みによって扱われるものとした上で、移民を対象として移民の移住に係る国家間の協力の枠組みを示すものである。そして、移住グローバル・コンパクトは、飽くまで各国の主権の範囲内での立法及び政策措置の決定を前提とした上で、移住者及び移民の人権を保護するために23項目にわたる政策指針等を示したものであって、法的な拘束力を有するものではない。

(エ) 以上からすれば、自由権規約委員会の一般的意見、国連の恣意的拘禁作業部会の意見及び移住グローバル・コンパクトに係る原告らの主張には理由がない。

オ 以上のとおり、「自由権規約9条1項が保障する身体の自由の原則からすれば、入管収容は例外であり、必要性、合理性、比例性なく行われたウィシュマさんに対する収容、仮放免が可能であったのにこれを許可しなかったことによる収容の継続は、自由権規約9条1項に反し、違法である。」(原告ら第2準備書面第2の7・16ページ)とする原告らの主張には理由がない。

2 令和2年8月20日以降、ウィシュマ氏を仮放免せず収容継続したことに違法性はないこと

(1) DV被害者であったウィシュマ氏を収容したことは違法であるとの原告らの主張には理由がないこと

ア 原告らの主張

原告らは、DV措置要領(甲第12号証2枚目以下)を引用した上で、「入管収容は、DV被害者に対して、更なる人権侵害を与えるものであり、適切でないから、(中略)DV被害者については、在留資格を喪失したことで関連性がなくとも、人道上、収容をするべきではない。」「被告は、ウィシュマさんがDV被害者であったことを争っていない(中略)。それにもかかわらず、ウィシュマさんを収容したことは、合理性を欠き、違法である。」(原告ら第2準備書面第3の1(1)・17ないし19ページ)と主張する。

イ 被告の反論

(ア) 被告第1準備書面第4の3(2)イ(イ)(41ページ)で述べたとおり、入国者収容所等への外国人の収容継続に関して国賠法上の違法が認められるのは、行政処分である仮放免の許否の判断における入国者収容所長等の広範な裁量を前提とした上で、入管の職員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該外国人の収容を継続していると認められる場合に限られるというべきであって、DV被害者の収容を継続したとしても、そのみで国賠法上違法となるものではない。

(イ) また、DV措置要領(甲第12号証2枚目以下)も、「当該容疑者が逃亡又は証拠の隠滅を図るおそれがある等、仮放免することが適当でないとき、又はその他の理由で仮放免により難しい場合を除き、仮放免(中略)した上で所定の手続を進める」(同号証5枚目)としており、DV被害者であることをのみを理由として仮放免しなければならないとしているものではない。

加えて、原告らは、「そもそもDV被害者の保護の見地からは、DV被害の影響と在留資格を喪失したことに関連性を要しない。」(原告ら第2準備書面第3の1・17ページ)と主張し、あたかも、被告が、単にウィシュマ氏の「DV被害の影響と在留資格を喪失したこと」の関連性の有無のみを考慮して、收容という措置が適当であったと主張しているかのように述べる。しかし、被告は、単にウィシュマ氏の「DV被害の影響と在留資格を喪失したこと」の関連性の有無のみを考慮して、收容という措置が適当であったと主張しているのではなく、DV措置要領も踏まえた上で、ウィシュマ氏には逃亡のおそれが払拭できず、ウィシュマ氏が不法残留となった経緯を見ても、DV被害が不法残留に影響したものは認め難いことなどからすると、ウィシュマ氏について、收容を継続したことが仮放免の制度を設けた入管法の趣旨に明らかに反するなど著しく裁量権の範囲を逸脱し又はその濫用にわたると認められるような特別の事情があるとは認められないなどと主張したものである(被告第1準備書面第4の3(2)イ(イ)ないし(オ)・41ないし43ページ)。

(ウ) なお、原告らは、「被告は、ウィシュマさんがDV被害者であったことを争っていないと思われる」(原告ら第2準備書面第3の1・17ページ)とし、これを前提に「被告は、ウィシュマさんがDV被害者であったことを争っていない(中略)。それにもかかわらず、ウィシュマさんを收容したことは、合理性を欠き、違法である。」(同準備書面第3の1(1)・19ページ)とも主張するが、令和2年8月20日以降、ウィシュマ氏を仮放免せずに收容し続けたことが適法であることは、被告第1準備書面第4の3(2)イ(40ないし43ページ)のとおりであって、原告らが前提にするようにウィシュマ氏がDV被害者であることによって左右されるものではないため、原告らの主張には理由がない。

(エ) さらに、原告らの「入管收容は、DV被害者に対して更なる人権侵害

を与えるもの」との主張（原告ら第2準備書面第3の1(1)・17ないし19ページ）についていえば、被告第1準備書面第4の3(2)ア(i)c(38ないし40ページ)で述べたとおり、退去強制令書に基づく収容は、入国者収容所等の保安上支障がない範囲内において、できる限りの自由が与えられるべきものであって（入管法61条の7第1項）、収容による制約は可能な限り抑制されているものである。

この点、ウィシュマ氏が、「私、入管の中で自由感じています。」（甲第4号証の3・106ページ）と手紙に記載し、令和3年1月29日のS1氏との面会において、「この収容生活自体は快適で、ストレスを感じてはいない」（甲第4号証の3・11ページ）と述べていることは、ウィシュマ氏本人が収容による制約をそれほど感じていなかったことを示すものであり、収容による制約が可能な限り抑制されていることの証左といえ、このことから、収容自体が、直ちに、収容による身体的自由に係る制約を超えた人権侵害を与えるものではないといえる。

(オ) したがって、原告らの前記アの主張には理由がない。

(2) ウィシュマ氏が不法残留になったことについて、DV被害の影響は認められないこと

ア 原告らの主張

原告らは、ウィシュマ氏が「DV被害の影響により超過滞在となったことが窺われる。」として、①元交際相手から暴力を受けていたこと、②元交際相手から経済的に搾取されていたことがうかがわれること、③元交際相手との交際期間中に在留資格を失ったことを挙げる。（原告ら第2準備書面第3の1(2)・19ないし21ページ）。

イ 被告の反論

(ア) ウィシュマ氏が平成31年1月22日に不法残留になったのは、ウィシュマ氏自身が「在留期限（引用者注：平成30年12月15日）が近

くなってきた頃、もう少し日本で働きたいと弁護士に相談したところ難民申請の話をして東京入管で申請をしま(した。))、「(難民)として認めてもらえませんでした。」(甲第32号証)と供述していたとおり、日本で就労することを目的とし、難民申請をしたものの、「難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張して、難民認定申請を行っ」たとして(乙第31号証)、在留期間更新許可申請が不許可となったからであって(被告第1準備書面第2の2(6)・22ページ参照)、ウィシュマ氏が元交際相手からDV被害を受けていたかどうかの影響しているものとは認められないし、そもそも元交際相手の暴力があったとして、原告らの主張によっても、当該暴力と不法残留の関係は明らかではない。

(イ) また、原告らは、ウィシュマ氏が、令和2年8月19日、沼津警察署に出頭した時点で、所持金が1350円しかなかったことや、元交際相手が車を購入した際の代金を立て替えて支払ったことについて、1回目仮放免許可申請の仮放免許可申請理由書(乙第4号証)に、元交際相手から「金などを搾取された」旨が記載されていたことを根拠に、元交際相手から経済的に搾取されていたことがうかがわれる旨主張する(原告ら第2準備書面第3の1(2)イ・20ページ)。しかし、ウィシュマ氏が静岡県内の弁当工場で不法就労により稼働していたのは、同人の供述を前提としても令和2年5月までであったというのであるから(甲第4号証の1・22ページ、甲第32号証)、ウィシュマ氏は、その頃から沼津警察署に出頭するまでの約3か月間、貯金を崩して生活するか、あるいは、当時仕事をしていたという元交際相手(甲第4号証の1・23ページ脚注49)から金銭的な支援を受けていたものと考えられる。元交際相手の手紙の内容からも、ウィシュマ氏と同居していた元交際相手が、令和2年5月以降、生活費、家賃等の全てを支払っていたことがうかがわれる(甲第4号証の3別紙20・100ページ脚注1)。

そうすると、ウィシュマ氏が沼津警察署に出頭したときの所持金の少なさや元交際相手が車を購入した際の代金を立て替えて支払ったことが、直ちに元交際相手による経済的搾取に結びつくものと考えられるものではない。

(ウ) 以上からすれば、原告らが主張するように、ウィシュマ氏が「DV被害の影響により超過滞在となった」とまで認めることはできず、原告らの前記アの主張には理由がない。

(3) 名古屋入管入国警備官がウィシュマ氏と連絡を取ることができなかった事実は、ウィシュマ氏を収容して退去強制手続を進めるべき理由の1つであること

ア 原告らの主張

原告らは、ウィシュマ氏の逃亡のおそれに関し、被告が、「ウィシュマ氏の住居に呼出状を郵送しても返送されるなど、その所在が不明となった。」と主張したことに対し（被告第1準備書面第4の3(2)イ(エ)・42ページ）、「ウィシュマさんが郵便局からの到着通知書の記載を理解できず、受け取れなかった可能性も高い」として、ウィシュマ氏が「所在が不明になったということとはできない」と主張する（原告ら第2準備書面第3の2(2)・23ページ）。

イ 被告の反論

そもそも、原告らの主張は、抽象的な可能性を述べているにすぎないし、ウィシュマ氏は、日本語の勉強をしたいと考え（甲第32号証の「入国又は上陸の目的」欄参照）、「留学」の在留資格で平成29年6月に本邦に入国し、以後、平成30年1月までは月に1日程度欠席したほかは日本語学校の授業に出席し、その後も同年4月までは全登校日の3分の2から半分程度は出席しており（甲4の1・21ページ）、日本語の日常会話が可能であったこと（甲第34号証の「使用語」の欄参照）なども踏まえると、自

宅に配達された郵便物の内容をウィシュマ氏が理解できなかったなどとはおよそ考え難い。

また、ウィシュマ氏が所在不明になったことについては、呼出状が返送されたことのほか(乙第27号証)、名古屋入管入国警備官がウィシュマ氏の携帯電話番号に電話を掛けたが、現在は使用されていないとのアナウンスが流れ、呼出音が鳴るのみであり、折り返しの電話連絡もないなど、ウィシュマ氏と連絡を取ることができなかったこと(乙第1号証2ページ、乙第26号証)からも認められる。

したがって、ウィシュマ氏が所在不明になったということとはできないとの原告らの主張には理由がない。

(4) 送還の見込みがなければ收容を継続する必要性がなく、恣意的な收容となる旨の原告らの主張は入管法の規定の理解を誤るものであること

ア 原告らの主張

原告らは、「收容は退去強制手続による送還確保のための手段であるところ、送還ができない場合、收容は手段としての必要性を欠く。送還がおよそなされないのに、收容を続けることは、退去強制手続を目的としない、単なる懲罰的な收容となってしまうからである。したがって、送還がなされる見込みがない場合も、收容の必要性を欠き、恣意的な收容となる。」

(原告ら第2準備書面第3の3(1)・25ページ)と主張する。

イ 被告の反論

(ア) そもそも、收容の目的として、送還のための身柄確保のほか、在留活動の禁止があることは、被告第1準備書面第4の3(2)ア(i)b(36ないし38ページ)を始め、これまでも繰り返し述べてきたことであり、原告らの主張は前提を欠く。

この点をおくとしても、被退去強制者を直ちに送還することができないときの收容について定めた入管法52条5項において、「入国警備官

は、第3項本文の場合において、退去強制を受ける者を直ちに本邦外に送還することができないときは、送還可能のときまで、その者を入国者収容所、収容場その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容することができる。」と規定されており、直ちに送還することができないとしても、そのことが収容を継続しない理由とはならない。

(イ) また、スリランカへの送還については、原告らが指摘する面接結果報告書（甲第35号証）にあるとおり、スリランカ向けの送還自体は実施しており、実際、名古屋入管においては、ウィシュマ氏に退去強制令書が発付された令和2年8月21日以降、同年12月末までの間に2名のスリランカ人の送還を実施していたのであるから（乙第32号証）、ウィシュマ氏に関しても送還の見込みがなかったとはいえない。さらに、入管当局全体では、令和2年において、141名のスリランカ人を送還している（乙第33号証）。

なお、入管法52条6項において、「退去強制を受ける者を送還することができないことが明らかになったときは、（中略）その者を放免することができる。」と規定しているが、ここでいう「退去強制を受ける者を送還することができないことが明らかになったとき」とは、「その送還が客観的事情により送還不可能になった場合をいうと解すべき」であるところ（長崎地方裁判所昭和46年1月11日判決・訟務月報17巻4号647ページ）、前記のとおり、実際に送還がされていることからすれば、ウィシュマ氏について、客観的事情により送還不可能になったとはいえず、同項に基づく放免を許可すべき場合にも当たらない。

(ウ) したがって、原告らの前記アの主張には理由がない。

(5) 小括

以上のとおり、名古屋入管の職員が、令和2年8月20日以降、ウィシュ

マ氏に対し、仮放免許可をすることなく、収容を継続して退去強制手続を進めたことに違法性はなく、原告らの主張には理由がない。

3 1 回目の仮放免許可申請を不許可にしたことに違法性はないこと

(1) 原告らの主張

原告らは、被告が「入国警備官は、退去強制令書を執行して、当該容疑者を本邦外の送還先に速やかに送還しなければならず(入管法52条3項)、速やかな送還に向けて退去強制に応じるよう指導することは同条項に基づくものであり、1回目仮放免許可申請に対する決裁の過程において、「一度仮放免を不許可にして立場を理解させ、強く帰国説得する必要あり」との理由が追記された(中略)のは、このことを前提とするものであって、仮放免の許可、不許可の判断をするに当たって、主任審査官がこのような点も考慮することは、何ら違法なものではない。」(被告第1準備書面第4の3(2)ウ(オ)・44及び45ページ)と主張したことに対し、「一度、仮放免を不許可にして立場を理解させ、強く帰国指導する必要あり」との1回目仮放免不許可の理由を公然と認めており、収容継続を帰国への圧力に利用することを肯定している。」(原告ら第2準備書面第4の1(2)・28ページ)と主張する。

(2) 被告の反論

ア 入国警備官は、退去強制令書を執行して、当該容疑者を本邦外の送還先に速やかに送還しなければならず(入管法52条3項)、速やかな送還に向けて退去強制に応じるよう指導することがある。被告は、飽くまで、仮放免許可申請を不許可とした場合、その後に行われる同項に基づく退去強制令書の執行に向けた対応として、「主任審査官がこのような点も考慮することは、何ら違法なものではない。」(被告第1準備書面第4の3(2)ウ(オ)・44及び45ページ)と主張したにすぎず、「仮放免を不許可にして立場を理解させ」るためだけに、ウィシユマ氏の1回目仮放免許可申請を不許可としたものではないし、そのような主張もしていない。

そして、1回目仮放免許可申請の決裁書(乙第34号証)を見ても、主任審査官は、「担当官等意見のとおり」として、担当官の「難民認定申請をしたものの在留制限を受け、かつ、期間更新不許可通知を受けたにもかかわらず行方をくらまして不法残留したものであり、仮放免運用方針1(2)⑥(引用者注:仮放免運用方針は、同方針1(2)⑥において、「仮放免を許可することが適当とは認められない者」として、「難民認定制度の悪質な濫用事案として在留が認められなかった者」を挙げている(甲第4号証の1・17ページ脚注38)。)に該当すると認められる。」「スリランカに帰国できないとする主張には理由がない。(中略)体調悪化についても、本年2月5日付診療結果報告書をみると「食道・胃・十二指腸ともに潰瘍等の異状はない。」旨医師所見があり、重篤な疾病にかかっていると認められないなど、人道的配慮を要する理由がない。以上のことから、本件申請については不許可相当」との意見に加え、決裁過程での「仮放免許可とする相当性はないと思われる。」との審判部門統括審査官の意見や、「2月5日付け診療結果報告から、仮放免を認めるべき疾病があるとは窺われない。」との審判部門首席審査官の意見をも総合考慮し、仮放免不許可を決定したものである。

イ なお、原告らは、被告がウィシュマ氏の1回目仮放免許可申請について、保証人であるS3氏が保証人となっている事案で、仮放免者による逃走が相当数発生していたことを踏まえ、S3氏がウィシュマ氏の逃亡を防止し、名古屋入管への出頭を確保することについて疑義があった旨主張したことに対し(被告第1準備書面第4の3(2)ウ(ウ)・43及び44ページ)、S3氏が保証人であったことが不許可の理由であるような被告の主張は事実ではないと主張するが(原告ら第2準備書面第4の2・31ページ)、被告は、不許可に当たって考慮した事情として前記の事情を述べているにすぎず、「S3氏が保証人であったこと」ことのみが不許可の理由であったとは主

張していない。

この点をおくとしても、S3氏は、ウィシュマ氏の1回目仮放免許可申請に際し、「下記の者が仮放免許可されました上は、法令を遵守させるとともに、仮放免に付された条件に従わせることを誓約します。」と記載された誓約書(乙第35号証の1)及び「下記の者が仮放免になりました上は、仮放免中の身元一切は私において引受け、法令を遵守させるとともに、貴局のご指示に従わせます。」と記載された身元保証書(乙第35号証の2)を提出しているところ、S3氏が身元保証した被仮放免許可者が、全国平均を大きく上回る確率で逃亡判明等により仮放免許可が取り消されていることが確認されていたことは、S3氏の身元保証人としての監督能力を判断する事情であり、当該事情を踏まえてS3氏の監督能力に疑義を持つことは当然であって、この点を考慮することもまた当然というべきである。

ウ したがって、原告らの前記主張には理由がない。

4 令和3年2月15日前後に仮放免せず収容を継続したことに違法性はないこと

(1) 原告らの主張

原告らは、ウィシュマ氏が令和3年2月15日に2回目の尿検査を受け、その結果はウィシュマ氏の「飢餓状態と、肝臓と腎臓の異常を示すものであった」とした上で、ウィシュマ氏の同月21日までの摂食状況や、介助を必要とする状態となっていたことなどから、ウィシュマ氏に「接する者はすべてウィシュマさんが重篤な状態にあることを把握できたことは明らかである」(原告ら第2準備書面第5・34ページ)などと主張する。

(2) 被告の反論

令和3年2月15日以降の名古屋入管の職員の対応に違法がないことは、被告第1準備書面第4の4(2)ウ(52ないし54ページ)で主張したとおりである。

なお、ウィシュマ氏の摂食状態に関して言えば、確かに令和3年2月15日の昼食以降、ウィシュマ氏が官給食を摂食しない時期が一定期間、続いているが、自費購入したゆで卵やバナナを摂食している日もあるし、看守勤務者が手交したOS-1のほか、自費購入した清涼飲料水を飲むこともあった(甲第4号証の2・22ないし29ページ)。

このほか、尿検査結果に基づく原告らの主張に対しては、追って反論する。

第4 文書提出命令申立て(仮放免関係決裁書)について

2022年(令和4年)9月9日付け文書提出命令申立書(仮放免関係決裁書)による文書提出命令の申立てについて、その対象文書を乙第34号証として提出する。

以 上

略語一覧

| 略 語 | 全 文 | 定義箇所 |
|------------|---|------------|
| 名古屋入管 | 名古屋出入国在留管理局 | 第1準備書面 4P |
| 国賠法 | 国家賠償法 | 第1準備書面 4P |
| スリランカ | スリランカ民主社会主義共和国 | 第1準備書面 4P |
| ウイシュマ氏 | ラナヤケ・リヤナゲ・ウイシュマ・サンダマリ | 第1準備書面 4P |
| 掖済会病院 | 名古屋市内所在の名古屋掖済会病院 | 第1準備書面 4P |
| 調査報告書 | 令和3年3月6日の名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査報告書 | 第1準備書面 5P |
| 入管法 | 出入国管理及び難民認定法 | 第1準備書面 5P |
| 元交際相手 | スリランカ国籍の男性 | 第1準備書面 6P |
| 中京病院 | 名古屋市内所在の中京病院 | 第1準備書面 10P |
| 庁内内科等医 | 名古屋入管の非常勤医（内科・呼吸器内科・アレルギー科医） | 第1準備書面 10P |
| OS-1 | 経口補水液であるOS-1 | 第1準備書面 10P |
| 仮放免関係決裁書 | ウイシュマ氏の1回目の仮放免許可申請の許否に係る決裁書 | 第1準備書面 11P |
| 処遇規則 | 被収容者処遇規則 | 第1準備書面 16P |
| 庁内整形外科医 | 名古屋入管の非常勤医（整形外科医） | 第1準備書面 18P |
| 東京入管 | 東京出入国在留管理局（現東京出入国在留管理局） | 第1準備書面 21P |
| 沼津警察署 | 静岡県沼津警察署 | 第1準備書面 23P |
| 1回目仮放免許可申請 | ウイシュマ氏は、令和3年1月4日、名古屋入管主任審査官に対し、仮放免許可を申請した | 第1準備書面 23P |
| 2回目仮放免許可申請 | ウイシュマ氏は、令和3年2月22日、名古屋入管主任審査官に対し、仮放免許可を申請した | 第1準備書面 24P |
| 庁内医師 | 医師2名 | 第1準備書面 28P |
| 庁内診療 | 名古屋入管内の診療 | 第1準備書面 29P |
| 庁外診療 | 外部医療機関での診療 | 第1準備書面 29P |
| 収容継続の違法行為 | 違法な収容を継続したことによってウイシュマ氏の健康を害し、死亡に至らせたという違法行為 | 第1準備書面 31P |
| 医療不提供の違法行為 | 健康を害したウイシュマ氏に対し必要な医療を提供せずに死亡に至らせたという違法行為 | 第1準備書面 31P |
| 容疑者 | 入管法24条各号の一に該当すると思料する外国人 | 第1準備書面 33P |
| 入国者収容所長等 | 入国者収容所長又は主任審査官 | 第1準備書面 40P |
| DV措置要領 | DV事案に係る措置要領 | 第1準備書面 41P |

| 略 語 | 全 文 | 定義箇所 |
|--------------|---|-------------------------|
| 東京高裁平成17年判決 | 東京高等裁判所平成17年6月23日判決 | 第1準備書面 61P |
| 本件ビデオ映像 | ウイシュマ氏が収容されていた名古屋入管収容場の単独室内の天井に設置された定点監視カメラにより、同単独室内の状況を、1日24時間、令和3年2月22日午前8時頃から同年3月6日午後3時5分頃まで合計約295時間分を撮影した映像が記録されているDVD合計39枚 | 第1準備書面 64P |
| 求釈明申立書 | 原告らの2022年(令和4年)7月19日付け求釈明申立書 | 令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 3P |
| 被告第1準備書面 | 被告の令和4年7月13日付け第1準備書面 | 令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 3P |
| 本件尿検査 | ウイシュマ氏に係る尿検査 | 令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 4P |
| 本件申立書2 | 申立人らの2022年(令和4年)6月1日付け文書提出命令申立書 | 令和4年9月7日付け求釈明に対する回答書 3P |
| 本件申立て2 | 本件申立書2による文書提出命令の申立て | 令和4年9月7日付け求釈明に対する回答書 3P |
| 各文書等 | 名古屋地方検察庁から提供を受けた以下の文書等(文書の作成者、所属大学名等についてマスキング(白色)がされたもの) | 令和4年11月18日付け上申書 3P |
| 司法解剖の鑑定書 | 令和3年4月16日付け司法解剖医作成の鑑定書(抄本) | 令和4年11月18日付け上申書 3P |
| 病理鑑定書 | 令和4年2月28日付け大学医師作成の鑑定書(抄本) | 令和4年11月18日付け上申書 3P |
| 原告ら第1準備書面 | 原告らの2022年(令和4年)9月9日付け「原告ら第1準備書面 認否、相互主義」 | 第2準備書面 5P |
| 原告ら第2準備書面 | 原告らの2022年(令和4年)9月9日付け「原告ら第2準備書面 収容の違法」 | 第2準備書面 5P |
| 原告ら第3準備書面 | 原告らの2022年(令和4年)9月9日付け「原告ら第3準備書面 医療不提供の違法」 | 第2準備書面 5P |
| 自由権規約 | 市民的及び政治的権利に関する国際規約 | 第2準備書面 13P |
| 自由権規約委員会 | 自由権規約第28条に基づき設置される委員会 | 第2準備書面 14P |
| 移住グローバルコンパクト | 「安全である秩序ある正規移住のためのグローバルコンパクト」 | 第2準備書面 17P |